

国立大学法人広島大学  
学長 浅原利正殿

## 監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、国立大学法人広島大学（以下「法人」という）の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの平成19事業年度の業務及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、国立大学法人業務実施コスト計算書及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書について監査を行った結果、監事両名の一致した意見として本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及び内容

監事は、法人の監事監査基準に準拠し、また、一般に認められた監査手続きに従い、役員、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役員その他から職務の執行状況につき報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部その他主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき当該年度に係る財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 財務諸表、事業報告書及び決算書類は、法令に従い、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計監査人あざさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは法人の定めた規則等に違反する重大な事実は認められません。

平成20年6月23日

国立大学法人広島大学

監事

春日繁男

監事

今田四郎